



自動車税

1. 自動車税とは

(1) 自動車税の性格

自動車税は、環境性能割と種別割に区分され、自動車の取得者に環境性能割によって、自動車の所有者に種別割によって、課税されます。

自動車税は、①財産税としての性格、②道路損傷負担金としての性格、③一部については奢侈税としての性格、の三つの性格を併せ持っているといわれています。

(2) 昭和15年に地方税として自動車税が創設

昭和33年に、軽自動車税が創設（市町村税）され、その課税対象となった軽自動車と二輪小型自動車が自動車税から除外されました。

(3) 環境性能割と種別割に分別

平成28年度の税制改正で、消費税の税率引き上げに伴い、自動車取得税が廃止される代わりに、自動車税が大幅に改正され、環境性能割と種別割に改組され、令和元年10月1日から新しい自動車税が施行されました。

(4) 自動車の意義等

道路運送車両法第2条第2項の適用を受ける自動車（自動車に付加し

自動車税

て一体となっているラジオ、ヒーター、クーラーその他の自動車に取り付けられる自動車の附属物等や特殊の用途のみに用いられる自動車に装備される特別な機械又は装備のうち、人又は物を運送するために用いられるものを含む。)のうち、同法第3条に定める普通自動車及び三輪以上の小型自動車をいいます。

2. 非課税 (法148、149、150、法附12の2の10)

自動車税の全部又は環境性能割若しくは種別割の非課税

- ① 国又は非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人 ⇒ 自動車税全部
- ② 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する救急自動車その他これに類するもので都道府県の条例で定めるもの(東京都の具体例 救急自動車、巡回診療の用に供する自動車、患者輸送の用に供する自動車等) ⇒ 自動車税全部
- ③ 相続に基づく自動車の取得などの形式的移転により取得した自動車 ⇒ 環境性能割
- ④ 下記3、(3)①なお書に記載している所有権留保付き売買に係る自動車の買主が、当該自動車を取得した場合 ⇒ 環境性能割
- ⑤ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして道府県の条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスで、当該バスの取得が令和5年3月31日までに行われたもの ⇒ 環境性能割
- ⑥ 後掲の「非課税等対象指定車表」に記載されている非課税対象自動車 ⇒ 環境性能割

3. 自動車税環境性能割の課税要件等

(1) 環境性能割の課税団体（課税権者）（法146）

自動車税の環境性能割は、自動車の取得者に対し、当該自動車の主たる定置場所在の道府県が課税します。

（注）環境性能割とは、自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、自動車に対して課税する自動車税をいいます。

(2) 環境性能割の課税対象（課税客体）（法145）

対象となる自動車は、前記1(4)に記載している、普通自動車と三輪以上の小型自動車です。

(3) 環境性能割の納税義務者（法146、147）

① 課税対象自動車の取得者が環境性能割の納税義務者となります。

なお、自動車の売買契約で、売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主をその自動車の取得者とみなし、課税します。

② 上記①の取得者には、製造により取得した自動車製造業者、販売のため取得した自動車販売業者、その他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。）以外の目的に供するために自動車を取得した者（以下「販売業者等」という。）として政令で定めるもの（道路以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる自動車、運行の用に供されない自動車を取得した者）を含みません。

③ 上記②に定める自動車の取得者が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録を受けた場合（当該新規登録前に上記①なお書きの所有権留保付き売買契約が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして環境性能割を課税します。

④ 日本国外で自動車を取得し日本国内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課税します。

(4) 環境性能割の免税点（法158）

通常の取得価額が50万円以下の自動車に対しては、環境性能割は課税されません。

(5) 環境性能割の課税標準（法156）

環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額（以下「取得価額」という。）とされています。つまり、自動車の通常の取得価額です。

（参考）新規登録車については、通常の取引条件に従った販売価額をいい、また、新規登録車以外の車については、新規登録を受けたときにおける金額に、初回新規登録を受けた日の属する年の1月1日から起算した期間に応じて総務大臣が定める割合を乗じて得た額をいいます（法施行規則9の3）。

(6) 環境性能割の課税標準の特例（法附12の2の13）

次表に記載されている装置を備える自動車については、初回新規登録の場合には、当該自動車の取得が所定の期間に行われたときに限り、取得価額から右欄の金額が控除されます。

対象・要件		取得時期	取得価額からの控除額
バリアフリー車両	ノンステップバス (一般乗合旅客運送事業者が路線定期運行のために導入するもの又は一般貸切旅客運送事業者がその事業の用に供するもの)	令和5年3月31日までの取得	1,000万円
	リフト付きバス (乗車定員30人以上で一般乗合旅客運送事業者が空港への路線定期運行の用に供するもの)		800万円
	リフト付きバス (一般乗合旅客運送事業者が路線定期運行のために導入するもの又は一般貸切旅客運送事業者がその事業の用に供するもの)		乗車定員30人以上650万円 乗車定員30人未満200万円
	ユニバーサルデザインタクシー (一般乗用旅客自動車運送事業者が導入するものに限る。)		100万円
車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置のいずれも備えるもの	車両総重量が8t超20t以下のトラック(トラクタ、トレーラーを除く。)	令和3年4月1日～令和3年10月31日までの取得	525万円
車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置のいずれも備えるもの	車両総重量が5t超12t以下の乗車定員が10人以上のバス又は乗用車(以下この表において、バス等という。)	令和元年11月1日～令和3年10月31日までの取得	350万円
	車両総重量が3.5t超8t以下のトラック(トラクタ、トレーラーを除く。)	令和元年10月1日～令和3年10月31日までの取得	
	車両総重量が8t超20t以下のトラック(トラクタ、トレーラーを除く。)		
衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置のいずれも備えるもの	車両総重量5t以下のバス等	令和元年11月1日～令和3年10月31日までの取得	
側方衝突警報装置を備えるもの	車両総重量が8t超のトラック(トレーラーを除く。)	令和3年4月1日～令和5年3月31日までの取得	175万円

(7) 環境性能割の税率(法149、157、法附12の2の12)

環境性能割の税率は、次頁の「非課税等対象指定車表」に記載されている自動車については税率が1%又は2%で、表に記載されている自動車以外の自動車については3%です。

なお、営業用の自動車の環境性能割の税率については、当分の間、1%は0.5%、2%は1%、3%は2%となります。

自動車税

「非課税等対象指定車表」

非課税等対象車	非課税、税率の区分		
	自家用	営業用	
① 電気自動車（燃料電池自動車を含む）	非課税	非課税	
② 天然ガス自動車 (A) 車両総重量3.5t以下のもので、平成30年排出ガス基準適合車 (B) 平成21年（3.5t超12t以下のものは平成22年）排出ガス基準NOx10%低減達成車	非課税	非課税	
③ プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税	
④ クリーンディーゼル乗用車 平成21年排出ガス基準適合又は平成30年排出ガス基準適合	非課税	非課税	
⑤ ガソリン車（ハイブリッド車を含む）			
(A) 乗用車	平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成（☆☆☆☆）かつ令和2年度燃費基準達成		
	かつ令和12年度燃費基準85%以上達成	非課税	非課税
	かつ令和2年度燃費基準123%以上達成	非課税	非課税
	かつ平成22年度燃費基準+84%以上達成	非課税	非課税
	かつ令和12年度燃費基準75%以上達成	* 1%	非課税
	かつ令和2年度燃費基準109%以上達成	* 1%	非課税
	かつ平成22年度燃費基準+62%以上達成	* 1%	非課税
	かつ令和12年度燃費基準65%以上達成	2%	1%
	かつ令和2年度燃費基準94%以上達成	2%	1%
	かつ平成22年度燃費基準+41%以上達成	2%	1%
	かつ令和12年度燃費基準60%以上達成	2%	2%
	かつ令和2年度燃費基準87%以上達成	2%	2%
	かつ平成22年度燃費基準+30%以上達成	2%	2%
(B) 車両総重量2.5t以下バス	平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成（☆☆☆☆）		
	かつ令和2年度燃費基準+5%以上達成	非課税	非課税
	かつ平成22年度燃費基準+57%以上達成	非課税	非課税
	かつ令和2年度燃費基準以上達成	1%	1%
	かつ平成22年度燃費基準+50%以上達成	1%	1%
	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	2%	2%
	かつ平成22年度燃費基準+44%以上達成	2%	2%
(C) 車両総重量2.5t以下トラック	平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成（☆☆☆☆）		
	かつ平成27年度燃費基準+25%以上達成	非課税	非課税

自動車税

	かつ平成22年度燃費基準+57%以上達成	非課税	非課税
	かつ平成27年度燃費基準+20%以上達成	1%	1%
	かつ平成22年度燃費基準+50%以上達成	1%	1%
	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	2%	2%
	かつ平成22年度燃費基準+44%以上達成	2%	1%
(D) 車両総重量2.5t超3.5t以下バス			
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成(☆☆☆☆)			
	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	非課税	非課税
	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	1%	1%
	かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成	2%	2%
平成30年排出ガス基準25%低減達成又は平成17年排出ガス基準50%低減達成(☆☆☆)			
	かつ令和2年度燃費基準以上達成	非課税	非課税
	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	1%	1%
	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%	2%
(E) 車両総重量2.5t超3.5t以下トラック			
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成(☆☆☆☆)			
	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	非課税	非課税
	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	1%	1%
	かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成	2%	2%
平成30年排出ガス基準25%低減達成又は平成17年排出ガス基準50%低減達成(☆☆☆)			
	かつ平成27年度燃費基準+20%以上達成	非課税	非課税
	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	1%	1%
	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%	2%
⑥ 石油ガス自動車(乗用車)			
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成(☆☆☆☆) かつ令和2年度燃費基準達成			
	かつ令和12年度燃費基準85%以上達成	非課税	非課税
	かつ令和2年度燃費基準123%以上達成	非課税	非課税
	かつ令和12年度燃費基準75%以上達成	* 1%	非課税
	かつ令和2年度燃費基準109%以上達成	* 1%	非課税
	かつ令和12年度燃費基準65%以上達成	2%	1%
	かつ令和2年度燃費基準94%以上達成	2%	1%
	かつ令和12年度燃費基準60%以上達成	2%	2%
	かつ令和2年度燃費基準87%以上達成	2%	2%
⑦ ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)			
(A) 車両総重量2.5t超3.5t以下バス			
平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx・PM10%低減達成			

自動車税

かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	非課税	非課税
かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	1%	1%
かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成	2%	2%
平成21年排出ガス基準適合		
かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	1%	1%
かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%	2%
(B) 車両総重量2.5t超3.5t以下トラック		
平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NO _x ・PM10%低減達成		
かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	非課税	非課税
かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	1%	1%
かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成	2%	2%
平成21年排出ガス基準適合		
かつ平成27年度燃費基準+20%以上達成	非課税	非課税
かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成	1%	1%
かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%	2%
(C) 車両総重量3.5t超のバス、トラック		
平成28年(3.5tを超え7.5t以下は、平成30年)排出ガス基準適合又は平成21年(12t以下は、平成22年)排出ガス基準NO _x ・PM10%低減達成		
かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成	非課税	非課税
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	1%	1%
かつ平成27年度燃費基準以上達成	2%	2%

(注1) 上記表の「*1%」は、令和元年10月1日より令和3年12月31日までに取得されたときは、非課税となります(法附12の2の10②)。

(注2) 営業用の自動車は、当分の間、上記表の、1%は0.5%、2%は1%とされます。

また、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された自家用の乗用車は、2%は1%に、3%は2%とされます(法附12の2の12)。

(8) 環境性能割の申告等（法160、161）

- ① 環境性能割の納税義務者は、総務省令で定める申告書で、①新規登録を受ける自動車は当該新規登録の時、②移転登録を受けるべき自動車については当該移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けた時は、当該移転登録の時）、③上記①及び②以外の自動車で自動車検査証の記入を受けるべき自動車については、当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けた時は、当該記入の時）までに、また、上記①②③に掲げる自動車以外の自動車については、当該自動車の取得の日から15日を経過する日までに、申告をし、申告に係る環境性能割を納付しなければなりません。
- ② 期限後申告又は修正申告は、法第161条の定めるところにより、できません。

4. 環境性能割の各種加算金（法171、172）

環境性能割には、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金があります。

法の定めるところにより、適正な環境性能割額より申告額が過少の場合に過少申告加算金（5%）が、環境性能割を申告しないときに不申告加算金（15%等）が、課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書等を提出したときに重加算金（35%、40%等）が、課されます。

5. 納税義務の免除（法164、165）

環境性能割の免除には、譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等や、自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等があります。

6. 環境性能割の納税方法等（法162）

(1) 自動車税の環境性能割の納税方法

具体的な納付の方法は、原則として証紙による方法で行われますが、条例の定めるところにより、証紙代金収納計器で表示させる納付の方法が定められている場合には、これによることもできます。

また、条例の定めるところにより、証紙による納税方法に代えて、現金で納税をすることができます。

証紙を貼った場合には、申告書等に貼った証紙の彩紋と貼った紙面とにかけて当該道府県の印で判明にこれを消さなければなりません。

(2) 申告・納付期限

ア 新規登録を受ける自動車の取得・・・当該新規登録の時

イ 道路運送車両法の規定による移転登録を受けるべき自動車・・・移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に移転登録を受けた時は、その登録の時）

ウ 上記ア、イ以外の自動車で道路運送車両法の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得・・・当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、その記入の時）

エ 上記以外の自動車・・・取得の日から15日を経過する日

7. 自動車税環境性能割の市町村（特別区を含む）への交付（法177の6）

都道府県は、自動車税環境性能割から徴税費相当額（5%）を差し引いた額に、平成31年度から令和3年度までは47%、令和4年度以降は43%を乗じて得た額を、市町村道の延長及び面積に按分して市町村に交付します。

また、指定市を包括する道府県では、自動車税環境性能割から徴税費相当額を差し引いた額の35%に相当する額にその道府県の区域内に存す

る一般国道及び道府県道の延長及び面積に対する指定市の区域内に存するそれらの道路の延長及び面積の占める割合を乗じて算出した額を、指定市に交付します。

8. 自動車税環境性能割の事務の流れ

(1) 環境性能割の徴収

環境性能割の徴収は、申告納付の方法を採用しています。

徴税の簡素化および納税者の便宜のため、運輸支局における自動車の登録や届出等の手続の際に自動車税環境性能割の申告納付を行うことによつて、環境性能割の課税関係事務は終了することになります。

申告書の記載事項、税額の点検を行い、原則として申告書への証紙の貼付によつて税金を徴収します。

例外として、条例の定めるところにより、証紙代金収納計器で表示する方法又は現金で納付する方法で徴収できます。

なお、申告に際し、納税者は、総務省令で定める様式により、取得した自動車について、必要事項を記載した報告書を提出することとされています（法160）。

(2) 不申告分の処理

申告データと国土交通省自動車登録システムからの情報との突合を行い、不都合分および不申告分の調査を行います。

(3) 更正・決定（法168）

不足税額があるもの、あるいは申告のしょうように応じないものについて、調査により更正・決定の処理を行います。

(4) 減免の処理（法167）

道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において環境性能割の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、道府県の条例の定めるところにより減免することができます。

東京都では、下肢等障害者が取得し、自ら運転する自動車など一定の

自動車税

要件に該当する場合には、環境性能割が減免されます。

9. 自動車税種別割の非課税

前記2の①、②のとおりです。

10. 自動車税種別割の課税要件等

(1) 課税団体、課税対象（課税客体）（法146）

① 課税団体（課税権者）

自動車税種別割は、当該自動車の所有者に当該自動車の主たる置場所在の道府県が課税します。

② 課税対象（課税客体）

種別割は、環境性能割の3(4)で説明している課税対象自動車に対し、自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じて課税する自動車税をいいます。

(2) 納税義務者（法146、147）

① 自動車税種別割の納税義務者は、課税対象自動車の所有者です。

なお、割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主をその自動車の所有者とみなし、課税します。

また、上記の自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主になった者を所有者とみなして、自動車税種別割を課税します。

② 国又は地方公共団体が所有する自動車の貸与を受けてその自動車を使用する場合はその使用者が納税義務者になりますが、公用又は公共の用に供するものについては課税されません。

(3) 種別割の税率及び制限税率（法177の7）

種別割の税率は、車種や用途などによって次表のように定められています。

制限税率は、標準税率の1.5倍までです。

なお、積雪により、通常、一定の期間において運行の用に供することができないと認められる地域に主たる定置場を有する自動車について課する種別割の標準税率については、それぞれ政令で定める割合を乗じた税率とされます。

種別割税率表（令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに適用する）

車 種		自家用	営業用	
乗 用 車	総排気量1ℓ以下	25,000(29,500)	7,500	
	1ℓ超～1.5ℓ以下	30,500(34,500)	8,500	
	1.5ℓ超～2ℓ以下	36,000(39,500)	9,500	
	2ℓ超～2.5ℓ以下	43,500(45,000)	13,800	
	2.5ℓ超～3ℓ以下	50,000(51,000)	15,700	
	3ℓ超～3.5ℓ以下	57,000(58,000)	17,900	
	3.5ℓ超～4ℓ以下	65,500(66,500)	20,500	
	4ℓ超～4.5ℓ以下	75,500(76,500)	23,600	
	4.5ℓ超～6ℓ以下	87,000(88,000)	27,200	
	6ℓ超	110,000(111,000)	40,700	
ト ラ ック	最大積載量1t以下	8,000	6,500	
	1t超～2t以下	11,500	9,000	
	2t超～3t以下	16,000	12,000	
	3t超～4t以下	20,500	15,000	
	4t超～5t以下	25,500	18,500	
	5t超～6t以下	30,000	22,000	
	6t超～7t以下	35,000	25,500	
	7t超～8t以下	40,500	29,500	
	8tを超えるものについては、自家用、営業用それぞれに、1tまでごとに右欄の額を加算する。		6,300	4,700
	貨客兼用車(トラックのうち最大乗車定員が四人以上であるものについては、それぞれの標準税率に、右欄に掲げる額を加算した額とする。)	総排気量が1ℓ以下のもの	5,200	3,700
総排気量が1ℓを超え、1.5ℓ以下のもの		6,300	4,700	
総排気量が1.5ℓを超えるもの		8,000	6,300	
けん引自動車	小型	10,200	7,500	
	普通	20,600	15,100	

自動車税

被けん引車		小型	5,300	3,900	
		普通自動車	8t以下のもの	10,200	7,500
			8tを超えるものについて、上記税額に、それぞれに、1tまでごとに右欄の額を加算する。	5,100	3,800
バス	一般乗用車のもの	乗車定員30人以下	33,000	12,000	
		30人超～40人以下	41,000	14,500	
		40人超～50人以下	49,000	17,500	
		50人超～60人以下	57,000	20,000	
		60人超～70人以下	65,500	22,500	
		70人超～80人以下	74,000	25,500	
		80人超	83,000	29,000	
	一般乗用以外のもの	乗車定員30人以下	33,000	26,500	
		30人超～40人以下	41,000	32,000	
		40人超～50人以下	49,000	38,000	
		50人超～60人以下	57,000	44,000	
		60人超～70人以下	65,500	50,500	
		70人超～80人以下	74,000	57,000	
		80人超	83,000	64,000	
	三輪の小型自動車			6,000	4,500

(注) 上記表中乗用車の自家用欄の()の税率は、上記表の税率が施行される以前に初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は本邦外で運行に相当するものの用に供されたことがある自家用の乗用車が新たに新規登録(中古新規登録)を受ける自動車に適用される税率です。

(4) 種別割の賦課期日(法177の8)

賦課期日とは、課税要件を判定する基準日をいい、種別割の賦課期日は各年の4月1日になります。

(5) 種別割についての納税義務の発生及び消滅に伴う月割課税(法177の10)

種別割は、4月1日現在の所有者に課税するものですが、賦課期日後に自動車の所有者の変更があった場合には、その年度の末日に所有者の変更があったものとみなして課税します(引越しや車の売買によって自

動車が他府県ナンバーに変わっても、自動車税の還付や新たな課税はされません。ただし、転出前の都道府県で自動車税が課税されず、転出後の都道府県で課税される場合、新所有者に課税されます。

また、転出前の都道府県で自動車税が課税されていて、転出後の都道府県で課税されない場合は、転出前の都道府県において前所有者に月割還付がなされます。)

賦課期日後に自動車を取得し、あるいは廃車した場合には、月割計算で課税します。

賦課期日後に新規取得した場合は、発生（登録）した月の翌月から月割課税します。

賦課期日後に廃車した場合は、消滅（登録）した月まで月割課税しません。

月割課税の税額の計算

$$\text{年額} \times \text{課税される月数} / 12 = \text{税額}$$

(6) 種別割の税率の特例（法附12の3）

① 重課対象自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引自動車を除く。）について、概ね10%～15%を重課します。

ア ガソリン自動車、LPG自動車で、平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたものについては、その日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の種別割の税率は、重課されます。

イ ディーゼル自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたものについては、その日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の種別割の税率は、重課されます。

② 軽課対象自動車

次表のとおり

自動車税

		初回新規登録	軽課年度	軽減割合
①電気自動車		令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分	概ね75%
		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	令和4年度分	
		令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和5年度分	
②天然ガス自動車 平成30年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準10%低減達成		令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分	概ね75%
		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	令和4年度分	
		令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和5年度分	
③プラグインハイブリッド車		令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分	概ね75%
		令和3年4月1日から 令和4年3月31日	令和4年度分	
		令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和5年度分	
④ガソリン車 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和2年度燃費基準+30%以上達成	令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分	概ね75%
	令和2年度燃費基準+10%以上達成	令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分	概ね50%
	令和12年度燃費基準90%以上かつ 令和2年度燃費基準以上達成*	令和3年4月1日から 令和4年3月31日	令和4年度分	概ね75%
		令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和5年度分	
	令和12年度燃費基準70%以上かつ 令和2年度燃費基準以上達成*	令和3年4月1日から 令和4年3月31日	令和4年度分	概ね50%
		令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和5年度分	
⑤石油ガス自動車 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は 平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和2年度燃費基準+30%以上達成	令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分	概ね75%
	令和2年度燃費基準+10%以上達成	令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分	概ね50%
	令和12年度燃費基準90%以上かつ 令和2年度燃費基準以上達成*	令和3年4月1日から 令和4年3月31日	令和4年度分	概ね75%
		令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和5年度分	
	令和12年度燃費基準70%以上かつ 令和2年度燃費基準以上達成*	令和3年4月1日から 令和4年3月31日	令和4年度分	概ね50%
		令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和5年度分	
⑥軽油自動車 平成30年軽油軽中量車基準適合又は 平成21年軽油軽中量車基準適合		令和2年4月1日から 令和3年3月31日	令和3年度分	概ね75%
	令和12年度燃費基準90%以上かつ 令和2年度燃費基準以上達成*	令和3年4月1日から 令和4年3月31日	令和4年度分	概ね75%
		令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和5年度分	
	令和12年度燃費基準70%以上かつ 令和2年度燃費基準以上達成*	令和3年4月1日から 令和4年3月31日	令和4年度分	概ね50%
		令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和5年度分	

*については営業用の乗用車に限る

11. 種別割の納税の方法（法177の11、177の12、177の13）

(1) 種別割の納税

種別割は、原則として普通徴収の方法で徴収されますが、例外として証紙徴収の方法でも行われます。

(2) 普通徴収の場合

種別割の徴収は、各年の賦課期日である4月1日現在の自動車の所有者に対して納税通知書を交付することによって行なわれます。納期は、原則として5月中において都道府県の条例で定めます(法177の9)。

(3) 証紙徴収の場合

賦課期日後自動車を新規取得したときなどで、その登録（道路運送車両法の規定による新規登録、変更登録）の申請の際に申告書に証紙を貼付させて行われます。

この場合、当該都道府県の条例で定めるところにより、証紙代金収納計器で表示させる方法や、現金で受けた後に納税済印の押印で代えることができます。

また、電子情報処理組織を使用する場合の特例措置等もあります（法177の12）。

☞ 所有権留保の場合の納税

割賦販売などで売主が所有権を留保している自動車については、買主を自動車の所有者とみなして課税しますが、買主が自動車税を滞納した場合には、一定の条件の下に売主は第二次納税義務を負うこととされています（法11の9）。

☞ 自動車の継続検査（いわゆる車検）と自動車税の納付

自動車は、道路運送車両法の規定によって、1年～3年に一回継続検査を受けなければなりません。この検査を受けるには自動車税の納税が必要です。したがって、自動車税を納めていない場合は、自動車の継続検査を受けることができないことになっています（道路運送車両法97の2）。

☞ 自動車重量税（国税）

自動車税

自動車重量税は、検査自動車および届出軽自動車について、新規または継続検査等のときに課税されます。税率は、自動車の種類、用途、車両重量など別に定められています。

12. 自動車税種別割の事務の流れ

(1) 課税客体の具体的認定

自動車税における課税客体の具体的認定は、自動車の登録（道路運送車両法第4条）の有無によるものとされているため、納税義務者は運輸支局に新規登録、変更登録又は移転登録の申請をした際などに、自動車税種別割の賦課徴収に関し必要な事項を申告又は報告することとされています（法177の13①）。

☞ 申告書には、「自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）」（新規登録や譲渡・他府県からの定置場変更・登録番号の変更及び廃車等）、「自動車税非課税申告書」、「自動車税環境性能割修正申告書」があります。

(2) 不申告分の処理

不申告により証紙徴収できない場合は、普通徴収に切り替えて徴収します。

(3) 定期課税事務

定期課税は、4月1日現在の自動車の所有者に対して行います。原則として納期を5月中に定め、5月の上旬に納税通知書を発付します。

(4) 減免の処理（法177の17）

道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において、種別割の減免を必要とすると認める者に限り、道府県の条例で定めるところにより、減免することができます。

具体的には、東京都では、公益のため直接専用する自動車や下肢等障害者が所有し自ら運転する自動車など一定の要件に該当する場合は、自

自動車税種別割が減免されます。

減免は、納税者からの減免申請書の提出により行うものであり、調査の後に減免の可否を決めます。